



相続税の更正の請求（相続税法 3 2 条）について
～特に、過大となった「事由が生じたことを知った日」について

第 52 回 2013 年（平成 25 年）10 月 4 日

発表 岡田 和教

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

2013/10/4

岡田和教

相続税の更正の請求（相続税法32条）について
～特に、過大となった「事由が生じたことを知った日」について

相続税法32条（更正の請求の特則）

相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、**次の各号のいずれかに該当する事由により**当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があった場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が**過大となったときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り**、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求（国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。第33条の2において同じ。）をすることができる。

このレポートにおいては、裁決事例等を古いものから順に列挙してある。

NO. 1

裁決事例 「減殺請求があったことを知った日」とは、請求人が調停の成立を知り得る状態に置かれた日（調停調書の交付を受けた日）とするのが相当であるとした。

平成9年4月8日裁決（高裁（諸）平8第25号、平成9年4月8日、）

1、事案の概要

- (1) 平成元年10月13日相続開始
- (2) 平成2年4月9日 審査請求人（以下、請求人という。）らは、相続税の申告をした。
- (3) 平成2年10月11日 審査請求人以外の相続人太郎が申立人となり、請求人らを相手方とする遺留分減殺請求訴訟について、家庭裁判所に調停の申立がされ
- (4) 平成6年11月17日最終審理が行われた。（以下、最終審理日という。）
- (5) 平成6年12月9日 本件調停の成立調書（以下、本件調停調書という。）の抄本が請求人らの代理人である弁護士Aに交付され
- (6) 平成6年12月12日 請求人は弁護士Aから本件調停調書の抄本を受け取った。
- (7) 平成7年4月4日に請求人らは、本件調停調書の内容に基づき、相続税法32条第3号の規定により、各相続税の更正の請求書を原処分庁に提出した。

- (8) 平成7年7月4日 原処分庁は、更正の請求が法定の期限を経過した後にされた不適法なものであることを理由に、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。
- (9) 平成7年9月4日 それぞれ異議申立てをしたが
- (10) 平成7年11月30日 異議審理庁は棄却の異議決定をした。
- (11) 平成7年12月25日 請求人らは、審査請求をした。

2、請求人の主張

- (1) 家事審判法第21条第1項による調停の成立及び効果の規定においては、「調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」とされていることから、調停の成立は、調書の記載を最大要因とするものであり、合意の成立が即調停の成立となるものではない。
- (2) 原処分庁は、最終審理日に請求人らとその代理人に対し本件調停調書に記載した内容と同じ内容のことを読み聞かせていると主張するが、調停の成立は、正規の手続によって作成された調書を一言一句違えずに当事者に読み聞かせることが法律上の要件であるところ、最終審理日に本件調停調書は作成されていないことから、本件調停調書と同じ内容のことを担当家事審判官が読み聞かせることは不可能である。

また、最終審理日に担当家事審判官が述べた内容は、大枠の合意であり、本件調停調書の記載内容と同じ内容のことを読み聞かせてはいないことから、原処分庁の主張は認められない。

3、原処分庁の主張

- (1) 減殺請求があったことを知った日は、次のとおり、最終審理日であると認められる。
 - イ 異議申立てに係る調査(以下「異議調査」という。)において、異議調査を担当した職員(以下「異議担当者」という。)が家庭裁判所に対し本件調査について照会したところ、次のとおり回答を得た。
 - (イ) 最終審理日に本件調停が成立していること。
 - (ロ) 最終審理日に請求人らとその代理人に対し本件調停調書に記載した内容と同じ内容のことを読み聞かせていること。
 - ロ 最終審理日の合意内容は、家庭裁判所から平成6年12月9日に、請求人らの代理人である弁護士Aに交付され、同月12日に請求人らが受け取った本件調停調書の記載内容と同一であること。
 - ハ 本件調停調書は、調停期日が最終審理日になっており、「下記条項により調停が成立した」との記載があること。

(2) 請求人らが主張するように、仮に、最終審理日に本件調停が成立していなかったとしても、次の理由により、最終審理日が減殺請求があったことを知った日と認められる。

- イ 最終審理日に請求人らとその代理人が家庭裁判所に出頭し、本件調停において本件価額弁償金の支払いに合意していること。
- ロ 最終審理日以後に調停は継続しておらず、本件調停調書に異議を申し立てた事実が認められないこと。

4、判断

(1) 通知処分について

イ 次の事実については、請求人ら及び原処分庁（以下「当事者双方」という。）の間に争いはなく、当審判所の調査によってもその事実が認められる。

(イ) 本件調停の最終期日は、本件調停調書には、最終審理日と記載されていること。

(ロ) 本件調停調書の交付日は、平成6年12月9日であること。

(ハ) 請求人らが代理人弁護士Aから本件調停調書を受け取ったのは、平成6年12月12日であること。

ロ 原処分関係資料及び当審判所が調査したところによれば、次の事実が認められる。

(イ) 家庭裁判所の回答によれば、 から本件調停調書正本の送達申請があったのは平成6年11月24日で、家庭裁判所が本件調停調書正本を送達したのは、平成6年12月14日であること。

(ロ) 請求人らは、平成6年11月26日家庭裁判所に、請求人らに対し、本件調停調書が送達されたかどうかを電話で照会したところ、家庭裁判所から、未だ本件調停調書は出来ていない旨の回答があったこと。

(ハ) 本件調停調書は、平成6年12月9日に が家庭裁判所から本件調停調書が出来あがったとの連絡を受けたので出頭し、同日付の交付申請書を提出した上、同日、交付を受けたものであること。

(ニ) 家庭裁判所の回答によれば、本件調停において成立した合意が調書に記載された日は、不詳であること。

ハ 請求人らは、調停の成立には調書の記載を要件とし、最終審理日においては調書の記載がないことから、最終審理日は「減殺請求があったことを知った日」にならない旨主張する。

(イ) ところで、相続税法32条は、既に確定している課税価格等が新たに生じた事由に基づき、過大となった者に更正の余地を与えようとする特別規定であることにかんがみれば、減殺の請求について争いがある場合には、受贈者としては、和解、調停あるいは判決によってその争いが解決したときは、相続税法32条の定めるところにより更正の請求をすることができるものといえ、また

法条の趣旨もここにあるものと解される。

- (ロ) また、家事審判法第21条第1項には、「調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」と記載されており、当事者間の合意を調書に記載すること(以下「調書の作成」という。)が調停の成立要件であることは明らかであり、この点に関する請求人らの主張については、当裁判所としても相当とするところである。

そして、最終審理日の本件調停期日において本件調停調書が作成されていなかった旨の請求人らの主張についても、当審判所が調査したところ、最終審理日の本件調停期日に本件調停調書は作成されてなかったと推認され、すくなくとも平成6年12月9日までの間には作成されたと認められるものの、その日がいつであるかは不明である。

- (ハ) そこで、本件について、いつが「減殺請求があったことを知った日」に該当するかについて検討すると、相続税法32条第3号に規定する「遺留分による減殺の請求があったこと」とは、遺留分に関する減殺請求が調停等によって解決された場合には、その調停等が成立した時と解され、「減殺請求があったことを知った日」とは、調停等が成立し、了知し得る状態に置かれた場合と解するのが相当である。

- (ニ) そうすると、調停は、当事者間の合意が調書に記載されてはじめて成立するのであるから、最終審理日には本件調停調書は作成されておらず、遺留分による減殺の請求があったことを知ることはできない。

そして、本件の場合「減殺請求があったことを知った」は、調書が作成された日が不明である以上、請求人が調停の成立を知り得る状態に置かれた日は、上記口の(イ)ないし(二)の事実から平成6年12月9日とするのが相当である。

- (ホ) したがって、本件更正の請求は平成6年12月9日の翌日から4月を経過した日の平成7年4月9日までになされた適法なものであるから、法定期限の経過を理由とした原処分は、違法は処分となり、取り消すのが相当である。

判決から窺い知れること

「遺留分による減殺の請求があったこと」とは、調停等が成立した時と解され、「減殺請求があったことを知った日」とは、調停等が成立し、了知し得る状態に置かれた場合と解するのが相当であり、調停は、当事者間の合意が調書に記載されてはじめて成立するのであるから、本件調停調書は作成されていなければならない。

NO. 2

裁決 (遺産分割に係る訴訟上の和解が成立した場合)

平10 - 08 - 06 裁決

事実

昭和57年7月6日 被相続人Mについて相続発生し、法定申告期限までに申告された。

平成3年6月27日 更正の請求をした。

平成5年12月14日 更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた。

平成6年1月12日 異議申立てをした。

平成6年2月10日 異議審理庁は棄却の異議決定をした。

平成6年3月7日 審査請求をした。

主張

(1) 請求人の主張

本件和解が確定するときは、書記官が和解調書を作成し、署名した日であり、執行力を有するのは和解調書が各当事者に送達された時からである。

したがって、相続税法第32条に規定する「更正の請求の事由が生じたことを知った日」とは、本件においては、各当事者に対する和解調書の送達日である平成3年3月5日であるから、平成3年6月27日に行った本件更正の請求は適法である。

(2) 原処分庁の主張

本件和解の当事者である請求人及び他の相続人8人(以下「他の相続人」という。)の出頭の下に平成3年2月19日に本件和解が成立していることが認められるから、同日が相続税法第32条にいう当該各号に規定する事由が生じたことを知った日となる。

そうしてみると、相続税法第32条による更正の請求の期限は、本件和解が成立した日の翌日から4か月以内である平成3年6月19日となる。

判断

(1) 次の各事実については、請求人と原処分庁との間において争いがなく、当審判所の調査によってもその事実が認められる。

イ 本件和解は、請求人、K社及び他の相続人との間において、平成3年2月19日に請求人、請求人の訴訟代理人、他の相続人及び同人らの訴訟代理人の出頭の下に成立したこと。

ロ 請求人の訴訟代理人は、平成3年2月28日にS地方裁判所に本件和解に係る和解調書正本送達申請書を提出したこと。

- 八 平成3年3月4日付でS地方裁判所において本件和解に係る和解調書の正本の認証がされ、同日、請求人の訴訟代理人が同地方裁判所において当該和解調書正本を受領したこと。
- (2) 訴訟上の和解及び相続税法第32条に規定する「事由が生じたことを知った日」については、次のとおり解するのが相当である。
- イ 訴訟上の和解とは、民事訴訟の係属中に裁判所で当事者が訴訟物である権利関係の主張について相互に譲歩することにより、訴訟を終了させることを約する民事訴訟法上の合意をいい、当事者(その代理人を含む。)双方が裁判官の面前で和解条項を確認し、これを双方が受け入れて、初めて成立するものである。
- ロ そして、訴訟上の和解が成立すれば、これを調書に記載しなければならず、調書が作成されたときには確定判決と同一の効力が発生するとされているが、調書作成前に当事者が未だ調書が作成されていないことを理由に和解の効力発生前であるとして和解内容を変更することは許されていない。
- ハ また、当事者に対する調書の正本の送達の意味をもつのは、具体的給付義務等が記載されているときに和解調書に基づき債権者が強制執行する場合であって、送達の有無は、和解の成立又は効力発生とは無関係といわざるを得ない。
- 仮に、和解調書の送達日を相続税法第32条に規定する「事由が生じたことを知った日」とすると、訴訟上の和解については、判決と異なり調書の送達は必要なものではないから、当事者が裁判所に和解調書の送達を申請しない限り、上記の「事由が生じたことを知った日」がいつまでも到来しないこととなり、不合理である。
- ニ 以上のとおり、相続税法第32条に規定する「事由が生じたことを知った日」は、当事者が合意して和解が成立した日と解すべきであり、そうすると、本件においては、平成3年2月19日と解するのが相当である。

裁決から窺い知れること

- 1 「事由が生じたことを知った日」は、当事者が合意して和解が成立した日である。
- 2、訴訟を終了させることを約する民事訴訟法上の合意をいい、当事者(その代理人を含む。)双方が裁判官の面前で和解条項を確認し、これを双方が受け入れて、初めて成立する。
- 3、和解調書の送達の有無は、和解の成立又は効力発生とは無関係である。

NO . 3

採決事例 (許可抗告の申立てが行われている場合)

平 1 6 - 1 1 - 0 8 採決

事実

(1) 審査請求に至る経緯

平成 2 年 1 2 月 2 日 被相続人 A につき相続発生、相続放棄をした 1 名を除く共同相続人 5 名を本件相続人という。法定申告期限までに申告をした。

平成 1 5 年 5 月 1 3 日 更正の請求をした。

平成 1 5 年 6 月 3 0 日 更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。

平成 1 5 年 8 月 2 1 日 異議申立てをした。

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日 異議審理庁は棄却の異議決定をした。

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 審査請求をした。

(2) 基礎事実

イ G 家庭裁判所は平成 9 年 6 月 2 0 日付審判で、本件相続財産を分割した。

ロ 請求人及び E は、上記審判を不服として平成 9 年 7 月 8 日付で H 高等裁判所及び即時抗告を行った。

ハ H 高等裁判所は、平成 1 4 年 9 月 2 5 日、本件相続財産の分割内容を一部変更し、また、寄与分を定める処分の申立てに対しては抗告を棄却する決定 (以下「高裁決定」という。) をした。

ニ 請求人は、高裁決定に対して、平成 1 4 年 1 0 月 2 日付で H 高等裁判所に許可抗告の申立て及び特別抗告の書類提出を行ったところ、H 高等裁判所は、許可抗告の申立てについて、平成 1 4 年 月 日付で許可抗告を許可しないとする決定をした。

ホ 請求人は、上記決定に対して、平成 1 4 年 月 日付で H 高等裁判所に特別抗告の書類提出を行った。

ニ 最高裁判所は、平成 1 5 年 月 日、上記ニ及びホの特別抗告をいずれも棄却する決定 (以下「最高裁決定」という。) をした。

へ 請求人は、平成 1 5 年 5 月 1 3 日に本件更正の請求をした。

判断

(1) 認定事実

イ G 家庭裁判所は、当審判所からの上記 の (2) イの審判申立てに係る確定日付についての照会文書「照会について」に対し、平成 1 6 年 6 月 2 日付で、

審判確定日を平成14年9月28日、審判確定理由を抗告審における一部破棄、一部自判の決定である旨の回答、また、この確定日は、高裁決定に係る文書を請求人に送達した日である旨の回答をした。

(2) 相続税法第32条に規定する「第1号に規定する事由が生じたことを知った日」について

イ 相続税法第32条の規定による更正の請求は、本件のように分割されていない財産がその後当該財産が分割されたことに基因するものにあつては、同条第1号に規定する「財産の分割が行われたこと」を要件としているので、まず、この点について検討する、

相続税法第32条は、ひとたび確定した課税価格等を新たに生じた事由に基づき、既に確定している課税価格及び相続税額が過大となった者に更正の余地を与えようとする特則規定であることにかんがみ、財産の分割が、協議、調停、審判あるいは判決により解決した場合には、そのときに財産の分割が行われたと解するのが、同条の趣旨に沿う解釈といえる。

本件においては、審判による分割の申立てがされており、本件相続に関する審判は、遺産の分割を定める審判及び遺産に係る寄与分を定める審判の申立てについての決定を不服として、請求人及びEが即時抗告し、当該即時抗告について高裁決定がされ、請求人は、高裁決定に対して許可抗告の申立て及び特別抗告をし、許可抗告を許可しないとす決定に対してさらに特別抗告をし、これらの特別抗告がいずれも棄却されたというものである。

そうすると、本件においては、許可抗告の申立てが、特別抗告の提起に原裁判である高裁決定の確定を遮断する効力はなく、当然の執行停止の効力もないから、即時抗告に対する高裁決定のときが審判が確定した日となり、審判確定によって分割内容が終局的に定まることとなる。したがって、審判確定日が本件未分割財産の分割が行われたときとなる。

ロ 次に、財産の分割が行われたことを知った日について検討すると、決定及び命令は、告知することによって効力を生じるから、高裁決定がされ、当該決定について告知された日、すなわち、上記(1)イのとおり、高裁決定に係る文書が請求人に送達された日である平成14年9月28日が財産の分割が行われたことを知った日となり、当該日は審判確定日と同一となる。

以上のとおりであるから、これに反する不服申立権の尽きた日すなわち最高裁決定がなされた平成15年 月 日が財産の分割が行われたことを知った日とする請求人の主張には理由がないというべきであり、とした。

裁決から窺い知れること

- 1 即時抗告に対する高裁決定のときが審判が確定した日となる。
- 2 財産の分割が行われたことを知った日は、決定及び命令は、告知することによ

って効力を生じるから、高裁決定がされ、当該決定について告知された日、すなわち、高裁決定に係る文書が請求人に送達された日である。

NO . 4

採決事例 (調停により遺産分割が行われた場合の更正の請求の始期)

平成17 06 - 24採決

事案の概要

(1) 審査請求に至る経緯

- イ 平成5年5月29日相続発生し、請求人は遺産未分割の申告書を法定申告期限までに申告した。
- ロ 平成6年12月7日に修正申告書を提出した。
- ハ 平成13年7月2日 原処分庁は、相続人に異動が生じたことで、相続税法第35条 更正及び決定の特則 第3項の規定により、更正処分をした。
- ニ 平成15年12月4日 請求人は、本件相続に係る遺産分割協議が成立したとして、更正の請求をした。
- ホ 平成16年1月27日 更正すべき理由がない旨の通知処分をした。
- ヘ 平成16年3月23日 請求人は異議申立てをした。
- ト 平成16年6月21日 異議審理庁は棄却の異議決定をした。
- チ 平成16年7月20日 請求人は審査請求をした。

判断

- (1) 請求人は、平成15年7月 日付で、原処分庁に対して、「相続税法の特則による更正の請求が提出期限を過ぎたことについての嘆願書」と題する書面(以下「本件嘆願書」という。)を提出した。本件嘆願書には、本件調停による遺産分割の経緯について、平成14年12月 日に家庭裁判所の調停により全部分割が成立したこと、請求人は平成15年3月31日にK弁護士から本件調停調書の写しを郵送にて入手したことが記載されている。また、本件嘆願書に添付された相続税の更正の請求書には、更正の請求のできる事由の生じたことを知った日として、平成14年12月 日と記載がある。
- (2) イ 家事調停手続によって遺産分割がなされた場合には、共同相続人間に遺産分割の調停が成立したことによって、課税価格は未分割のときのそれとは異なることになること、調停期日において遺産分割の合意が成立したことによって、各相続人が取得する遺産の範囲が明らかになり、調停期日に出頭した各相続人はこれを認識し、分割後の課税価格が未分割のときのそれとは異なることとなったことを認識することからすれば、この場合の相続税法第32条に規定される「事由が生じたことを知った日」とは、特段の事情がない限り、遺産分割の合意が成立した調停期日の日と解する

のが相当である。

なお、家事審判法第21条第1項は、「調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決(審判)と同一の効力を有する。」と規定しているが、調停は、当事者間の合意によってなされるという私法行為としての性格とそれが裁判所においてなされた確定判決と同一の効力を有するという訴訟行為としての性格を併せ有するものと解されるから、当事者間の遺産分割の合意の内容が調停調書に記載される前においても、当事者間の合意が成立した調停期日の日には、相続税法第32条第1号に規定される当該財産の分割が行われて課税価格が相続分等の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったということができる。

したがって、調停期日の日に調停調書が作成されていなくとも、相続税法第32条に規定される「事由が生じたことを知った日」とは、特段の事情がない限り、家事調停が成立した調停期日の日と解すべきである。

□ 請求人は、平成14年12月 日の調停期日では、基本的な合意があっただけで、本件更正の請求のために相続財産を具体的に把握できる状況でなく、実際に把握できるようになったのは、本件調停調書が作成されてからであるから、相続税法第32条における「事由が生じたことを知った日」は本件調停調書の正本の作成日付である平成15年3月 日である旨主張する。

確かに、上記認定事案のとおり、遺産分割の合意が成立した調停期日後に、裁判所と請求人側の代理人弁護士との間で被相続人の預金の確認作業が行われた上で、平成15年3月 日ころから同月 日までの間に本件調停調書が作成されたことが推認できる。

しかしながら、上記の場合であっても、共同相続人間の遺産分割の合意は調停期日において成立している上に、請求人は、調停期日に出頭しその合意の内容を認識していたのであり、また、調停期日後に預貯金を確認したという点についても、その確認の内容が上記認定事実のとおり、金融機関名や預金種別、口座番号及び残高というものであって、請求人は自ら調査すればこれらを容易に認識し得るといえることからすれば、請求人が調停期日において遺産分割の合意をしたときに預貯金口座の存在やその残高をすべて正確に認識していなくとも、それは上記の特段の事情がある場合には当たらない。

したがって、相続税法第32条に規定される「事由が生じたことを知った日」とは、本件調停が成立した調停期日の日である平成14年12月 日というべきであって、本件調停調書の正本が作成された日である平成15年3月 日とすることはできない。

裁決から窺い知れること

1 調停期日に出頭した各相続人はこれを認識し、分割後の課税価格が未分割のときのそれとは異なることとなったことを認識することからすれば、「事由が生じたことを知った日」とは、特段の事情のない限り、遺産分割の合意が成立した調停期日の日と解するのが相当である。

2 調停は、当事者間の合意によってなされるという私法行為としての性格とそれが裁判所においてなされた確定判決と同一の効力を有するという訴訟行為としての性格を併せ有すると解されるから、当事者間の遺産分割の合意の内容が調停調書に記載される前においても、当事者間の合意が成立した調停期日には、相続税法第32条第1号に規定される当該財産の分割が行われて課税価格が相続分等の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったといえることができる。

したがって、調停期日の日に調停調書が作成されていなくとも、相続税法第32条に規定される「事由が生じたことを知った日」とは、特段の事情がない限り、家事調停が成立した調停期日の日と解すべきである。

3 NO. 1と同様の調停の場合であるが、このケースでは、調停期日の日に調停調書が作成されていなくとも、相続税法第32条に規定される「事由が生じたことを知った日」とは、特段の事情がない限り、家事調停が成立した調停期日の日と解すべきであることに留意し、また、時間軸としては、このNO. 4の方が最近のものであることも留意すべきことである。

NO. 5

大阪地方裁判所平成18年(ワ)第2484号損害賠償請求事件(棄却)(確定)

(遺産の分割の審判であるときは、審判の確定を知った日である。)

平成19年11月14日判決

第1 事案の概要

本件は、丁(以下「被相続人」という。)が平成8年11月22日に死亡したことによる相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税(以下「本件相続税」という。)について、いずれも被相続人の子である原告甲、原告乙及び原告丙(以下、原告乙を「原告乙」といい、原告ら3名を併せて「原告ら」という。)が、租税特別措置法(平成11年法律第9号による改正前のもの。以下「措置法」という。)69条の3第3項ただし書、相続税法(平成15年法律第8号による改正前のもの。以下同じ)32条の規定に基づき、所轄の東淀川税務署長に対し国税通則法23条1項の更正の請求(以下、単に「更正の請求」ということがある。)をしようとしたところ、応対した東淀川税務署員が更正の請求の期限を誤り、真実は更正の請求が可能であったのに既に期限が徒過したものと

更正の請求書の受付を拒否したため、原告らは小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措置法69条の3第1項。以下「小規模宅地等の特例」という。）の適用による相続税の還付を受けることができず還付金相当額の損害を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、被告に対し、原告ら各自に対し167万5900円及びこれに対する訴状送達の日（翌日）である平成18年3月18日から支払済みまで同法4条により準用される民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

第2 前提となる事実等（当事者間に争いのない事実等及び証拠等により容易に認められる事実等）

1、原告らは、大阪家庭裁判所に対し、訴外戊を相手方として、本件相続財産につき遺産分割調停を申し立てたが、同調停は不調となり、平成15年、審判手続[同裁判所平成15年（家）第6643号遺産分割申立事件。以下「本件遺産分割申立事件」という。]に移行した。本件遺産分割申立事件における原告らの申立代理人は、弁護士D及び弁護士Eであり、同事件に係る原告らの送達場所は、弁護士Dの弁護士事務所であった。

大阪家庭裁判所は、平成17年1月20日、本件遺産分割申立事件につき、大阪市の宅地は、訴外戊の単独取得とすること、同区の宅地は、原告らがそれぞれ持分3分の1による共有取得とすること、原告らは遺産の取得の代償としてそれぞれ78万0416円を訴外戊に対して支払うべきこと等を内容とする遺産分割審判をし（以下「本件遺産分割審判」という。）弁護士Dは、同月24日、本件遺産分割審判に係る審判所謄本の送達を受け、本件遺産分割審判は、同年2月7日の経過をもって確定した。

弁護士Dは、弁護士Eと連名で、大阪家庭裁判所書記官に対し本件審判につき平成17年2月8日付の確定証明申請書を提出し、同裁判所書記官は本件遺産分割審判の確定証明書を同月9日付けで発行した。

第3 当裁判所の判断

1、遺産の分割の審判は確定の時に効力を生じ（家事審判法13条ただし書、14条、家事審判規則111条）更正の請求をしようとする者は当該審判の確定の時に当該審判による分割に係る財産を取得するのであり、当該審判の確定を知れば当該財産に係る課税価格が法定相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったことを知ったというべきであるから、ここにいう「当該事由が生じたことを知った日」とは、同法32条1号の事由に係る分割の原因が遺産の分割の審判であるときには、当該審判の確定を知った日であると解される。

2、このような法の趣旨に照らしても、相続税法32条各号の事由を「知った」とは、更正の請求をしようとする者ないしその代理人において社会通念上当該事由が生じたことを知ったと認められればたり、それ以上に当該事由が生じたことについての入念な確認までは要しないものというべきである。

3、そうすると、原告らは、弁護士Dに対し、本件対象宅地等を分割申立ての対象に含む本件遺産分割審判申立て事件について、受訴裁判所のする送達その他の原告らに対する

連絡を原告らに代わって第一次的に受領する権限を与えていたことは明らかであり、本件遺産分割審判の確定のころにおいて、原告らが本件遺産分割審判による遺産の分割を理由とする更正の請求ないしこれに関連する事務について弁護士Dに何らの依頼もしていなかったことがうかがわれることを考慮しても、原告らに対する措置法69条の3第4項の準用する相続税法32条の適用上は、弁護士Dが本件遺産分割審判の確定を認識したのであれば、その時点で原告らがその「確定を知った」と評価すべきものと解される。(中略)即時抗告期間の満了の日の翌日である平成17年2月8日、大阪家庭裁判所の担当書記官に架電し、同書記官より、今のところ抗告の申立ては出ていない旨の回答を得ており、(中略)弁護士Dは、遅くとも平成17年2月8日には、社会通念上本件遺産分割審判の確定を知ったと認めるに十分であったことは優に推認することができ、これを覆すに足りる証拠はない。

以上に対し、原告らは、更正の理由となる事由が生じたことを知ったというためには、相続税法32条1号の事由に係る分割の原因が遺産分割審判である場合には、原則として更正の請求をしようとする者又はその代理人が当該審判の確定証明書を受領することを要すると主張する。しかし、(中略)更正の請求をしようとする者が社会通念上当該審判の確定を知ったと認めることができるのであれば「知った」ものと認めることができるというべきであって、それ以上に、更正の請求の理由となる事由が生じたことを知ったと認めるべき場合を原告ら主張のように確定証明書の受領という事実限定して解する理由はない。

第4 判決より窺い知れること

- 1 遺産の分割の審判は確定の時に効力を生じ(家事審判法13条ただし書、14条、家事審判規則111条)「当該事由が生じたことを知った日」とは、分割の原因が遺産の分割の審判であるときには、当該審判の確定を知った日であると解される。
- 2 遺産分割審判に係る審判所謄本の送達を受け、本件遺産分割審判は、2週間の経過をもって確定する
- 3 相続税法32条各号の事由を「知った」とは、更正の請求をしようとする者ないしその代理人において社会通念上当該事由が生じたことを知ったと認められればたり、それ以上に当該事由が生じたことについての入念な確認までは要しないものというべきである。

NO. 6

採決事例（遺産分割審判手続中に相続分放棄証明書及び脱退届出を家庭裁判所に提出した納税者は、他の共同相続人間において遺産分割が確定したことを知った日が、「事由が生じたことを知った日」となるとされた事例

平20-01-31判決)

事案の概要

本件は、遺産分割事件から脱退した審査請求人（以下「請求人」という。）が、当該遺産分割事件が終了した旨を他の共同相続人から聞いて遺産分割が確定したことを知ったとして、相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）第32条更正の請求の特則 第1号の規定に基づいて行った更正の請求について、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人が同処分は違法であるとして、その全部の取消を求めた事案である。

判断

（1）認定事実

原処分関係資料及び当審判所の調査の結果によれば、次の事実が認められる。

イ J家裁は、本件審判事件の結果は本件脱退届を提出した請求人には通知しておらず、また、K高裁は、本件抗告の結果は請求人には通知していない。

ロ 請求人は、当審判所に対して要旨次のとおり答述した。

（イ）本件更正の請求書に記載された「平成18年8月29日」の根拠について

本件更正の請求書の「更正の請求ができる事由の生じたことを知った日」欄に平成18年8月29日と記載した根拠は、本件更正の請求をした日が、Hから遺産分割が確定したと聞かされた平成18年8月29日からわずかしか経っておらず、はっきりとその日を覚えていたからである。

（ロ）請求人と他の共同相続人との関係について

A Gとは、被相続人が亡くなる前からあまり仲がよくなかった。また、Hとも、仲がよくななく、電話をしても電話に出てくれなかったことから、平成18年8月29日に会うまで連絡がとれなかった。

B 私がその日の前にHにあったのは、その日の3年前くらいだと思うが、Hは、J家裁にも来なかったことから、とにかく長い間合っていない。

（ハ）Hから遺産分割が確定したことを聞いた時の状況について

A 私は、平成18年8月29日に、P市p町 番地に所在する実家（以下「実家」という。）で、Hから本件審判事件が終わったことを聞いた。

B 私は、3、4年実家に帰っておらず、その日は、被相続人及びFの墓参りをするために、勤め先のQ市q町にあるスーパーを休み、実家に

帰った。

- C その日はとにかく暑く、私が墓参りを終えて実家の庭先で休んでいたとき、Hとその夫に会った。Hは、汚れてもいいような服装で実家の前にある浴室のシャワーを浴びて戻ってきたので、たぶん田の世話をしに実家に来たのだと思う。
- D 私は、Hに久しぶりに会ったことから、本件審判事件の結果について尋ねたところ、Hは、私を白い車に案内し、その車の中で本件審判事件の結果について、本件審判事件は終わったということと、本件審判事件の結果、実家についてはGがほとんどの部分を取得することとなった旨を私に話した。

(二) 本件審判事件の結果の確認について

J家裁へ本件脱退届を提出した際に、担当者書記官から脱退届の承認はいつになるか分からない旨説明を受けたため、私は、J家裁から本件審判事件の結果の連絡があるものと思い、ずっと待っていたので、J家裁には本件審判事件の結果を確認していない。

- 八 請求人は、本件脱退届を提出した平成16年2月9日から請求人がHから遺産分割が確定したことを聞いたとする平成18年8月29日までの間、本件相続に係る相続税の更正の請求を行っていない。

(2) 法令解釈

相続税法32条の規定に照らせば、本件のように相続税法第55条の規定に基づく相続税の申告書の提出後に共同相続人の一人が相続分放棄証書を添付して脱退届書を家庭裁判所に提出し、その後他の共同相続人に対して審判の告知がされた場合において、相続税法第32条第1号に規定する「その後当該財産の分割が行われ、共同相続人が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って計算されていた課税価格と異なることとなった」の「いつか」を判断するに当たっては、上記の共同相続人の相続分放棄証書を添付した上での審判からの脱退届出書の家庭裁判所への提出行為の法的性質、法的効果のみならず、他の共同相続人についてはいつ最終的な遺産分割の合意が成立し、あるいはこれに代わる審判の効力が生じたか等を斟酌してなすのが相当であるところ、本件においては、請求人以外の共同相続人が複数であるとともに、審判の告知がなされるのは当該請求人以外の共同相続人に対してであること等を踏まえれば、たとえ共同相続人のうちの一人に相続分の放棄をした者があったとしても、他の共同相続人間で遺産分割が確定したときに、当該相続分の放棄をした者を含めて全体として最終的な遺産分割と同様の効果を生じると判断するのが相当であり、本件において当該効果を生じる事実が発生したのは、他の共同相続人に対して本件抗告の棄却決定がなされた時と解するのが相当である。

とするならば、相続税法第32条の規定が更正の請求の特則であり、同条が、通則法第23条第2項第1号のように「その事実が当該計算の基礎とした事実と異なることが確定したとき」と定めるのではなく「当該各号に規定する事由が生じたことを知った日」と定めていることに照らせば、上記相続分の放棄等をした者についての上記「知った日」とは、他の共同相続人間において遺産分割の審判が確定したことを知った日と解するのが相当である。

裁決から窺い知れる

- 1 上記の共同相続人の相続分放棄証書を添付した上での審判からの脱退届出書の家庭裁判所への提出行為の法的性質、法的効果のみならず、他の共同相続人についてはいつ最終的な遺産分割の合意が成立し、あるいはこれに代わる審判の効力が生じたか等を斟酌してなすのが相当である
- 2 本件においては、請求人以外の共同相続人が複数であるとともに、審判の告知がなされるのは当該請求人以外の共同相続人に対してであること等を踏まえれば、
- 3 他の共同相続人間で遺産分割が確定したときに、当該相続分の放棄をした者を含めて全体として最終的な遺産分割と同様の効果を生じると判断するのが相当であり、本件において当該効果を生じる事実が発生したのは、他の共同相続人に対して本件抗告の棄却決定がなされた時と解するのが相当である。

NO. 7

東京地方裁判所平成23年(行ウ)第284号処分取消請求事件(棄却)
 高等裁判所が抗告の棄却の決定をした場合、その告知(決定書の正本の送付又は送達)
 によって即時に確定する。

平成24年4月18日判決

第1 事案の概要等

本件は、丙(以下、「亡丙」という。)が平成12年7月27日に死亡したことによって開始した相続(以下「本件相続」という。)により財産を取得した原告らが本件相続に係る相続税について更正をする処分を受けた後に本件相続に係る財産の分割が行われたところ、相続税法(平成15年法律第8号による改正前のものをいう。以下同じ。)19条の2第1項が定める配偶者に対する相続税額の軽減又は租税特別措置法(平成13年法律第7号による改正前のものをいう。以下同じ)69条の4第1項が定める小規模宅地等につい

ての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができるとして、それぞれ更正の請求(以下「本件各更正請求」といい、原告甲に関するものを「本件甲更正請求」と、原告乙に関するものを「本件乙更正請求」という。)をしたのに対して、武蔵府中税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知(以下「本件各通知処分」という。)を受けたことから、本件各通知処分の取消しを求めた事案である。

(1)原告乙は亡丙の妻であり、原告甲は亡丙と原告乙との間の長女であり、丁(以下「訴外丁」という。)は亡丙と原告乙との間の長男である(以下、原告ら及び訴外丁を総称して、「本件共同相続人」ということがある。)

平成12年7月27日、亡丙の死亡により、本件相続が開始した。

平成13年5月28日 原告らは相続税の期限内申告書を提出した。また、全て財産につき、分割済みであるとした上で、相続税法19条の2第1項が定める配偶者に対する相続税額の軽減の特例(以下「配偶者の税額軽減の特例」という。)及び租税特別措置法69条の4第1項が定める小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(以下「小規模宅地等の特例」といい、「配偶者の税額軽減の特例」と併せて、以下「本件各特例」という。)を適用して課税価格及び相続税額の計算をしていた。

平成13年11月頃から平成14年7月頃にかけて、本件共同相続人にたいし、相続税の調査をしたところ、財産の価額に誤りがあることや本件共同相続人間で財産の分割が行われていないことが判明した。

平成14年7月9日 原告らに対し、更正をする処分(以下「本件各更正処分」という。)をした。

なお、本件各更正処分においては、本件相続に係る財産の分割が行われていなかったため、相続税法55条の規定に基づき、原告らが民法の規定による相続分(以下「法定相続分」という。)の割合に従って財産を取得したものとした上で、本件各特例の適用はないものとして計算されていた。

平成16年5月27日 原告乙は、原告甲及び訴外丁を相手方として、東京家裁八王子支部に、遺産分割を求める調停の申立をした。

平成17年9月15日 東京家裁八王子支部は家事審判規則138条の規定に基づき、調停をしないこととして終了した。

平成17年9月29日 原告らは、訴外丁を相手方として、東京家庭裁判所に、遺産分割を求める調停の申立をした。同申立てに係る事件は、東京家裁八王子支部に回付された。

- 平成18年4月8日 訴外丁も原告らを相手方として、東京家裁八王子支部に、遺産分割を求める調停の申立てをした。
- 平成19年4月9日 上記の各申立てに係る事件は、いずれも調停が成立しなかったため、上記各調停の申立ての時に審判の申立てがあったものとみなされ、東京家裁八王子支部は、本件相続に係る財産の分割を行う審判(以下「本件審判」という。)をした。
- 平成19年4月26日 原告らは、東京高等裁判所に即時抗告を提起した。
- 平成20年3月27日 同裁判所は原告らの抗告をいずれも棄却する旨の決定(以下「本件高裁決定」という。)をした。
- 平成20年3月28日 本件高裁決定の決定書の正本は訴外丁に送付又は送達された。(第一種郵便により)
- 平成20年3月31日 本件高裁決定の決定書の正本は原告甲に送付又は送達された。(特別送達により)
- 平成20年4月5日 本件高裁決定の決定書の正本は原告乙に送付又は送達された(特別送達により)
- 平成20年5月9日 原告らは、本件高裁決定に対し、東京高等裁判所に抗告の許可の申立て及び特別抗告の提起をしたが、同裁判所は、抗告をいずれも許可しない旨の決定及び特別抗告をいずれも却下する旨の決定をした。
- 平成20年9月8日 原告らは、上記の各決定に対して、特別抗告の提起をしたが、最高裁判所第一小法廷は、各抗告を棄却する旨の決定(以下「本件最高裁決定」という。)をした。
- 平成21年1月8日 原告らは、武蔵府中税務署長に対し、本件各更正請求をした。
- 平成21年6月30日 武蔵府中税務署長は、「更正の請求の前提となる「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書(以下「承認申請書」という。)」を、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に提出されていないため」との理由で、本件各通知処分をした。
- 平成21年8月28日 原告らは、本件各通知処分を不服としてそれぞれ異議申立てをした。
- 平成21年11月26日 武蔵府中税務署長は、承認申請書その他の必要書類が提出されていないため本件各更正請求は認められない等との理由で、上記の各異議申立てを棄却する旨の決定をした。
- 平成21年12月25日 原告らは、上記の決定を不服として審査請求をした。
- 平成22年10月27日 国税不服審判所長は、本件各更正請求は相続税法32条所定の

期間内にされていないため、認められないとの理由で、原告らの審査請求をいずれも棄却する旨の採決をした。

平成23年4月27日 原告らは、本件訴えを提起した。

第2 被告の主張

本件相続に関し、東京家裁八王子支部が平成19年4月9日付けで本件審判をし、その後、東京高等裁判所が、平成20年3月27日、原告らの抗告をそれぞれ棄却するとの本件高裁決定をし、訴外丁には同月28日に第一種郵便により、原告甲には同月31日に特別送達により、原告乙には同年4月5日に同じく特別送達により、それぞれ告知されているから、それをもって、本件審判は確定しているというべきであり、その後に原告らが本件高裁決定に対してした特別抗告の提起及び抗告の許可の申立てにより、既に確定した審判の効力が遮断されるものではなく、当然に執行停止効力が生じるものでもない。

したがって、本件審判の効力が原告らに生じた平成20年3月31日及び同年4月5日の時点において、それぞれ、本件審判はすでに確定しており、それにより、本件相続に関する遺産分割の内容が終局的に定まり、遺産の分割が行われたことになるといえるべきである。そして、本件高裁決定が原告らにそれぞれ告知されたことにより、原告らは、本件審判の確定及びその内容を了知することができたのであるから、原告らが、本件相続に係る相続税についての課税価格又は相続税額が異なり得る事由としての遺産分割が行われたことを知った日は、原告甲については平成20年3月31日、原告乙については同年4月5日であると認められる。

以上のとおり、原告らが、相続税法32条1号又は6号に基づき更正の請求をすることができる期間は、原告らの相続税に係る課税価格又は相続税額が異なり得る事由としての遺産分割が行われたことを知った日である平成20年3月31日及び同年4月5日の翌日から、それぞれ4月以内の同年7月31日及び同年8月5日までとなるところ、本件各更正請求は、平成21年1月8日になされたものであり、いずれも、相続税法32条所定の期間の後にされたものであるから、同条に基づく更正の請求は認められないといえるべきである。(なお、本件は、本件各特例の適用の要件を満たしていないものであり、その意味でも本件各更正請求は理由がないといえるべきである。)

第3 裁判所の判断

東京家裁八王子支部が平成19年4月9日に本件相続に係る財産の分割を行う本件審判をし、それに対して原告らが提起した即時抗告につき、東京高等裁判所が平成20年3月27日に原告らの抗告をいずれも棄却する旨の本件高裁決定をし、同決定の決定書の正本は、訴外丁には平成20年3月28日に、原告甲には同月31日に、原告乙には同年4月5日にそれぞれ送付又は送達されたものである。

即時抗告に対する高等裁判所の決定がされた場合には、その告知によって原裁判は即時に確定し、その後に特別抗告が提起された場合又は抗告の許可の申立てがされた場合でも、このことに変わりはないものと解される〔民事訴訟法336条3項、327条2項、116条1項及び2項並びに337条6項。なお、特別抗告が提起された場合について、最高裁判所昭和39年(オ)第787号同40年3月11日第一小法廷判決・裁判集民事78号237頁、最高裁判所昭和50年(オ)第899号同51年3月4日第一小法廷判決・裁判集民事117号135頁参照〕

原告甲との関係では同年3月31日までに、原告乙との関係では同年4月5日までに、本件審判はそれぞれ本件高裁決定が告知されたことによって確定してその効力を生じ(家事審判法13条)原告らにおいて前期に記載した本件各更正請求に係る更正の事由が生じたことを知ったものと認めるのが相当である。

以上を前提にすると、原告らが本件更正請求をしたのは、いずれも前記に述べた日の翌日(平成20年4月1日又は同月6日)から4月を経過した後の平成21年1月8日であるから、本件各更正請求は、いずれも相続税法32条所定の期間を経過した後にされたものとして、不適法なものというべきである。

第4 判決から窺い知れること

- 1 即時抗告に対する高等裁判所の決定がされた場合には、その告知によって原裁判は即時に確定し、その後に特別抗告が提起された場合又は抗告の許可の申立てがされた場合でも、このことに変わりはないものと解される
- 2 NO.3の事例と同じ

NO.8

審判があり、審判書が各代理人に送達されたが、その送達日がそれぞれ異なる場合

- 1、家庭裁判所で審判があり、各代理人に審判書が送達されたが、その送達日が異なる場合には、審判の当事者全員への告知が完了してから、すなわち、告知を受けた日のうち最も遅い日から全員について一律に進行すると解する見解及びこれに基づく取扱いも相当広く行われている。(最高裁 平成15年11月13日決定【最高裁判所民事判例集 第57巻10号1531頁】)
- 2、上記1より、即時抗告ができる期間である2週間が経過する日を判断するには、最後に告知を受けた者を基準にして、判断することになる。
- 3、したがって、審判書の送達日でなく、審判確定証明書を取得して、確定年月日を確認しなければならない。

参考

家事審判法

第13条【審判の発効】

審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずる。但し、即時抗告をすることのできる審判は、確定しなければその効力を生じない。

第14条【即時抗告】

審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることができる。その期間が、これを2週間とする。

第21条【調停の成立・効力】

調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。但し、第9条第1項乙類に掲げる事項については、確定した審判と同一の効力を有する。

前項の規定は、第23条に掲げる事件については、これを適用しない。

家事審判規則

第111条

相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。